

令和7年度（繰越）くじゅう・エコパーク地域を巡る現地体験会開催 業務委託仕様書

1 件名

令和7年度（繰越）くじゅう・エコパーク地域を巡る現地体験会開催業務委託

2 業務の目的

近年、台湾における訪日旅行需要は拡大しており、半導体企業の熊本進出や大分空港―桃園国際空港間の路線就航により、台湾から大分県へのアクセス環境も大きく改善した。これに伴い、大分県を訪れる台湾人旅行者は増加傾向にあり、台湾は本県にとって重要な観光ターゲット市場となっている。

なかでも、本県の「阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域」と「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」（以下「くじゅう・エコパーク地域」）は、夏でも過ごしやすい涼しい気候が特徴である。季節毎に多彩な花々を楽しめるほか、冬には雪を活用したアクティビティを体験でき、台湾の観光ニーズに合致する地域である。

本業務では、くじゅう・エコパーク地域を中心に、旅行業者、インフルエンサー及びメディア関係者を対象とした現地体験会を開催する（全2回）。自然の魅力を活かしたアクティビティやフォトスポット、グルメ等を現地で体験していただくことで、同地域の魅力発信と知名度向上を図る。あわせて、地域資源を活かした当地域ならではの旅行商品の造成を促進し、台湾市場からの誘客拡大につなげる。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月15日（月）

4 業務の内容

本業務は台湾の旅行業者、インフルエンサー及びメディア関係者を対象にくじゅう・エコパーク地域の魅力をPRし、台湾市場からの誘客を促進するため、ツアーの企画実施から実施後のフォローアップまでを含む一連の業務を委託するもの

（1）被招へい者の募集・選定及び連絡調整

ア 1回当たりの被招へい者は台湾の旅行会社6社以上（1社につき1人）と、インフルエンサー及びメディア関係者4社以上とする。

イ 被招へい候補者については、本事業の趣旨を踏まえ、高付加価値良好業者等を顧客に持ち、くじゅう・エコパーク地域への誘客を働きかける相手方として適した台湾の旅行業者を対象とし、効果的な手法により選定する。

ウ 本事業の実施に先立ち、被招へい者に関する情報の収集（取扱案計、関心のある視察先、食事の忌避、喫煙の有無等）を行うこと。

エ 被招へい者の決定後、速やかに所属、氏名、役職名、連絡先を県に報告すること。

オ 被招へい者への参加依頼状の作成・送付、訪問地の情報を含む全行程、翻訳、出欠とりまとめ、参加お礼状送付、連絡調整等一切の事務を行うこと。

（2）行程管理

ア 行程全般

企画内容は次の点に留意し、県と協議の上決定するもの

- (ア) くじゅう・エコパーク地域の魅力を効果的に取材できる内容とする。
- (イ) 地域の認知度及びイメージ向上に寄与する内容であること。
- (ウ) 雨天時行程も設定し、雨天の場合でも実施できる内容とすること。
- (エ) 行程の提案及び調整を行い、実施は夏（7月～8月）、冬（1月～2月）の間に各1回ずつとすること。特に夏の実施についてはくじゅう・エコパーク地域の涼しさをアピールすること。
- (オ) 行程の作成、翻訳、送付、視察先との連絡調整、支払業務棟一切の事務を行うこと。
- (カ) 原則大分空港―桃園国際空港間の就航便を活用し、くじゅう・エコパークを3泊4日でめぐる行程とすること。
- (キ) くじゅう・エコパーク地域の魅力が伝わるようなものとし、ストーリー性、テーマ性のある行程とすること。
- (ク) 全行程には、必要に応じて経験豊富な通訳を同行させること。
- (ケ) 受託事業者の担当者が同行し、行程管理を行うこと。
- (コ) 行程の情報をまとめたしおりを作成、翻訳し、被招へい者、訪問先へ配付すること。
- (サ) 行程上必要となる各種備品（ネームタグ、インカム等）を参加人数分手配すること。
- (シ) くじゅう・エコパーク地域の誘客につながるよう、県職員や関係事業者が被招へい者との意見交換をできる機会を作り、場所を確保すること（訪問先・施設内の会議室も可とする）。
- (ス) 被招へい者、通訳に係る費用（宿泊、移動、食事等を含む）を本事業費に含めること。
- (セ) 緊急時の連絡体制の整備、行程中の万一の事故に対応するための国内旅行傷害保険の加入等、万全な安全対策を講じること。
- (ソ) 本事業の実施記録については、カメラ等を用い記録すること。
- (タ) ならではの地域食材を使用した食事の提案があると望ましい。
- (チ) 被招へい者の関心を引くような当県ならではの視点を取り入れた体験やアトラクション等の提案があると望ましい。

イ 宿泊

- (ア) 被招へい者及び通訳のシングルルーム（朝食付き）を手配すること。
- (イ) 宿泊先は、主なくじゅう・エコパーク地域である九重町、竹田市、豊後大野市、佐伯市とする。

ウ 移動

- (ア) 本事業に参加する被招へい者には、集合場所（大分空港）までの飛行機（往復）を手配すること。
- (イ) 全行程で利用可能な、被招へい者及び同行する関係者（県関係者2名程度）を含む全同行者が乗車できる専用車両（運転手付き）を手配すること。なお、車両については、被招へい者及び同行者の荷物も勘案し、余裕をもって座ることのできる大きさのものとする。なお、必要に応じて、公共交通機関等を利用することも可と

する。

(ウ) 車両借上げ経費、駐車場代等を事業費に含めること。

エ 食事

(ア) 行程中の昼食・夕食の予約、手配の一切を行うこと。

(イ) 食事の手配人数は、被招へい者及び通訳等（県職員は除く）を合わせた数とすること。

(ウ) 昼食・夕食の会場及び内容は、当県の特性を踏まえ、魅力発信及び誘客につながるよう、くじゅう・エコパーク地域ならではの特徴的なものとなるよう努めること。また、被招へい者に食事の忌避がある場合は、可能な限り対応すること。

オ アンケート

(ア) 被招へい者に対するアンケートを県と協議の上作成し、必要に応じて翻訳すること。

(イ) 作成したアンケートを、被招へい者に配布し回収すること。

(ウ) 回答結果の翻訳、分析及び今後の取組への施策提案を行うこと。

5 成果品・書類等の提出

(1) 提出を求める成果品・書類等/提出期限/部数

ア 成果品 /令和9年3月15日(月) /A4カラー2部、CD-ROM1枚

(ア) 事業実施報告書

被招へい者の募集及び決定状況、ツアーの実施状況等をまとめた報告書及びツアー中に撮影した写真を紙媒体及び電子データ（Word、JPEG等）で提出すること。また、被招へい者に対して実施したアンケート調査の結果を取りまとめ、被招へい者による報道や雑誌等への記事の掲載状況（予定含む）等も踏まえ、ツアーの効果を検証し、報告すること。

(イ) 被招へい者（メディア関係者）による報道や記事掲載の内容が分かるもの

動画ファイル又は PDF 等の電子データにより提出すること。

なお、報道や記事の掲載が委託期間後となる場合は、その予定時期等を報告するとともに、報道や記事の掲載があった場合は、委託期間後であってもその内容を速やかに報告・提出すること。

6 成果物の著作権

(1) 成果物の著作権

委託業務により受託者が作成した契約の目的物（以下「成果物」という。）の著作権の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

ア 受託者は、成果物に付与される著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利を、引渡しと同時に委託者に無償で譲渡するものとする。

イ 委託者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意なしに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。

ウ 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。

7 予算上限額

6,960,000円

※国内事業者：消費税及び地方消費税含む

※海外事業者：所在する国又は地域で支払いが必要な財を含む

8 その他留意事項

- (1) 本事業の受託者は、担当者を1名以上選任し、円滑な業務実施に努めるものとする。
- (2) 本業務の実施に当たっては、各種関係法令を遵守すること。
- (3) 本業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (4) 本仕様書に記載の委託業務の内容については、企画提案のために設定したものであり、実施段階において変更する場合がある。業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ書面により発注者に届出をし、承認を得ること。
- (5) 納品後に成果品に瑕疵があった場合は、受注者は発注者の指示により速やかに訂正しなければならない。委託期間終了後も同じとする。
- (6) 本業務の実施において不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受託者の責任において、これを解決すること。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定するものとする。
- (8) この契約に定める委託費の支払いに用いる通貨は日本円とする。
- (9) 本業務の委託契約書は日本語で締結する。翻訳等が必要な場合、経費は事業者の負担とし、委託事業の経費には含めない。